

長門湯本温泉駐車場

指定管理者募集要項

令和6年（2024年）9月

長門湯本温泉駐車場 指定管理者募集要項

長門市長門湯本温泉駐車場条例（平成 31 年長門市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、長門湯本温泉駐車場の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

長門湯本温泉駐車場（以下「駐車場」という。）

(2) 所在地

長門市深川湯本 2332 番地 1

(3) 供用開始年月日

令和 2 年 1 月 15 日

(4) 設置目的

長門湯本温泉街を訪れる者の利便に供するとともに、観光事業の振興に資する目的をもって設置。

(5) 施設

- ① 自動車駐車場 駐車可能台数：95 台（障害者優先駐車場 2 台含む）
- ② バス駐車場 駐車可能台数：3 台
- ③ バイク駐車場 駐車可能台数：約 15 台
- ④ 眺望テラス
- ⑤ その他附帯施設（外灯等）

※①及び②の施設は有料施設であり、料金額は 5 に記載のとおり。

(6) 利用区分、供用日及び供用時間

施設名	利用区分	供用日	供用時間
自動車駐車場	全幅 2.5m、全長 5m、全高 2.5m未満の普通自動車	1月1日～12月31日	24時間
バス駐車場		1月1日～12月31日	24時間
バイク駐車場	自動二輪車 原動機付自転車 自転車	1月1日～12月31日	24時間
眺望テラス		1月1日～12月31日	24時間

※ 利用区分の欄に掲げる車両の種類は、道路交通法第 2 条及び第 3 条並びに道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 2 条の表に規定する種類をいう。

ただし、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の供用時間を変更し、又は駐車場の全部若しくは一部の供用を休止することができます。

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

3 管理の基準

指定管理者は、業務を効果的に行うため必要な人員・器具を確保し、駐車場の管理運営を適正に行うこと。

4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務（以下「管理運営業務」という）は以下の業務です。

- ① 駐車場の使用の許可に関する業務
- ② 駐車場の施設及び設備器具の維持管理に関する業務
- ③ 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務

※詳細については、別紙「長門湯本温泉駐車場指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

5 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を適用します。指定管理者は、条例で規定する利用料金の範囲内で、市長の承認を得て、駐車場の利用に係る料金の設定を行うことができます。

施設名	基準額
自動車駐車場	1時間につき200円 1箇月につき6,000円（定期駐車）
バス駐車場	1時間につき1,000円
バイク駐車場	無料
備考 1 使用時間が1時間に満たない端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。 2 定期駐車1箇月は、月の初日から当該月の末日までとする。	

6 納付金制度

指定管理者から納付金の提案を求めます。なお、納付金の使途としては、駐車場の設置の目的に鑑み、将来にわたって継続的かつ持続的な長門湯本温泉の発展に資するために必要な事業等に活用することとしています。

(1) 納付金の計算は、下記のとおりとし、年度ごとの提案とします。

【納付金の計算式】 収益額 × 納付率（申請者が提案）

※駐車場に係る基本的な経費は、人件費、委託料（清掃、植栽管理、ゲート管理業務委託費等）、光熱水費、修繕料、運営費、駐車場の運営に係る基本的な広告宣伝費（HP維持管理等）、公租公課等を想定しております。

(2) 納付金の提案は、「長門湯本温泉駐車場指定管理業務収支予算書」において提示してください。なお、納付金の提案は、その収支予算書において指定管理料を要する場合であっても、収益が生じた場合を想定して提示してください。

(3) 実際の納付金の納付方法については、基本協定で定め、毎年度納付金を市へ納付していただきます。

(4) 指定管理者の選定に当たり、納付率を審査項目に含みます。評価方法については、「別紙審査基準表」を参照してください。

7 指定管理料

利用料金収入のほかに、施設の管理運営に要する経費に充てるため、長門市は指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理料（委託料）を支払います。

指定管理料上限額（3年間）	900,000円
（消費税及び地方消費税含む）	

8 申請者の資格等

(1) 資格

次の要件をいずれも満たすことが必要です。

- ① 市内に事業所を有すること。
- ② 法人又は指定期間の開始までに法人格を取得する見込みのある者（以下「法人等」という。）であること。

(2) 欠格事由（法人等又はその代表者）

法人等又はその代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ① 申請者の責めに帰すべき事由により地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項のいずれかに該当する者
- ③ 同施行令第167条の4第2項の規定により長門市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 長門市物品等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成26年長門市要綱第20号）の規定に基づく指名停止を受けている者
- ⑤ 法人にあっては当該法人の、法人以外の場合にあっては代表者の市税、県税及

び国税を滞納している者

- ⑥ 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを開始している者
- ⑦ 長門市暴力団排除条例（平成 23 年長門市条例第 14 号）第 2 条に定める暴力団又は暴力団員等である者
- ⑧ 主として市に対し請負を行う団体（市が資本金、基本金その他これに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している団体を除く。）であって、市長、市の議会の議員、地方自治法第 180 条の 5 に規定する市の委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は市の委員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、清算人又はこれらに準ずべき者である団体

(3) 複数の法人等で構成されるグループの場合の条件

複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む。以下同じ。）での応募の場合は、次の事項について留意すること。

- ① 複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めること。
- ② 代表となる法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めない。
- ③ グループを構成する法人等は連帯して責任を負うこと。
- ④ 複数の法人等で構成されるグループを構成する法人等は、単独での応募はできない。また、同時に複数のグループの構成法人等となることはできない。
- ⑤ 複数の法人等で構成されるグループを構成する各構成法人等のいずれかが上記（1）の資格を満たさない、又は（2）の欠格事由に該当する場合は応募することができない。

9 募集手続

(1) 募集要項の配布

- ① 場所 長門市観光スポーツ文化政策課（市ホームページからでも可）
- ② 期間 令和 6 年 9 月 25 日（水）から令和 6 年 10 月 18 日（金）まで
午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日を除く。）

(2) 応募に関する質問

- ① 質問期間 令和 6 年 9 月 25 日（水）から 10 月 4 日（金）まで
- ② 質問方法 質問書（様式第 8 号）に記入の上、観光政策課に提出。質問項目ごとに 1 枚の質問用紙をご使用ください。
- ③ 提出方法 持参又は郵送。これ以外の方法（電話、FAX 等）によるものは受け付けませんのでご了承ください。

持参の場合、時間は午前 9 時から午後 5 時まで
 郵送の場合、必着

④ 回答方法 令和 6 年 10 月 11 日（金）までに市ホームページで公表します。

10 申請手続

(1) 申請期間及び時間

令和 6 年 10 月 15 日（火）から 10 月 18 日（金）まで
 午前 9 時から午後 5 時まで。

(2) 申請方法 (4) に掲げる申請書類一式を提出すること。

(3) 提出方法 申請書類一式を「17 問合せ・申請先」に持参又は郵送で提出して
 ください。

※申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合は、受け付ける
 ことができません。

持参の場合、時間は午前 9 時から午後 5 時まで
 郵送の場合、必着

(4) 申請書類

申請書類	様式	申請単位	
		単独	グループ
1 長門湯本温泉駐車場指定管理者指定 申請書	第 1 号	○	○
	第 1 号-2	—	○
2 長門湯本温泉駐車場指定管理者事業 計画書	第 2 号	○	○
3 長門湯本温泉駐車場指定管理業務収 支予算書（任意様式可）	第 9 号 【参考】	○	○
4 誓約書	第 3 号	○	◎
5 暴力団員等の排除に係る調査承諾書	第 4 号	○	◎
6 共同事業体の協定書	第 5 号	—	○
7 委任状	第 6 号	—	○
8 申請団体の定款、寄附行為、規約又 はこれらに類する書類及びパンフレ ット等団体の概要が分かる資料 ※定款、寄附行為、規約又はこれら に類する書類には、申請者の原本 証明が必要。	—	○	◎
9 役員名簿	第 7 号	○	◎

10	登記事項証明書等 【法人の場合】 当該法人分 【法人以外の場合】 代表者の身分証明書（本籍地の長が発行するもの）	—	○	◎
11	納税証明書 【法人の場合】 当該法人の市税、県税及び国税 【法人以外の場合】 代表者の市税、県税及び国税 ※3か月以内に発行したもの	—	○	◎
12	申請団体の経営状況に関する書類（申請団体の直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類） ※経営状況に関する書類には、申請者の原本証明が必要。 ※設立から3年に満たない場合は、設立時以降のものとする。	—	○	◎
13	過去に指定管理者の指定を受けたことがあるものにおいては、その実績がわかる書類	—	○	◎

※その他事業計画の内容及び団体についての特記事項を証する書類があれば提出してください。

※申請書類は各2部、A4版で提出してください。

※グループ応募の場合、“◎”の申請書類については、構成するそれぞれの団体について提出してください。

(6) 留意事項

- ① 申請期間満了後の辞退は認めないものとします。
- ② 提出された申請書類の内容の変更は原則として認めません。ただし、申請期間内に限り、軽微な修正については、提出書類全部との引換えにより認めるものとします。
- ③ 1つの法人等が複数の申請をすることはできません。
- ④ 申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。

1.1 審査手続

(1) 審査の方法

① 資格審査

提出された申請書類等の内容に基づき、観光政策課において応募資格の審査を行います。審査の結果、応募資格を満たしていないと認められた申請者は、失格とし、以後の選定に加わることはできないものとします。

② 審査

委員会において、応募資格を満たしている申請者について書類審査及び申請団体ヒアリングを実施し、審査基準表に基づき合計点により審査します。（ヒアリングの日時については、別途通知します。）

(2) 審査の基準

指定管理者候補者選定のための審査は、長門市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に掲げる基準のもと、委員会が定める基準（別紙審査基準表）により行います。

なお、駐車場は、長門湯本温泉観光まちづくり計画に基づき整備を行っているので、「4 指定管理者が行う業務の範囲」に示す業務のほか、地域の関係団体及び事業者等との連携・協働など自主的に実施する業務についても審査及び評価を行います。

申請者が1団体のみの場合であっても、提案内容が一定の水準に満たないと認められる場合は、指定管理者候補者として選定しないものとします。

(3) 無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

- ① 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ② 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 申請者又はその関係者が、委員会委員及び本件に関する市職員に、本件に関して公平性に影響を与えるような行為を行ったことが認められた場合

1.2 選定

審査後、委員会の審査結果に基づいて市長が指定管理者候補者を選定します。

(1) 選定結果の通知

選定の結果は、文書で通知します。

(2) 選定結果の公表

選定手続の透明性を確保するため、市ホームページで公表します。

1.3 選定後の手続

(1) 指定管理者の指定

選定した指定管理者候補者を指定管理者として指定することについて、長門市議会に議案を提出し、議決後に指定管理者として指定を行います。

(2) 協定の締結

指定管理者候補者決定後、市は、公募内容及び候補者が応募の際に示した内容に即して指定管理者と指定管理業務の細目的事項について協議を行い、指定管理者指

定後に、指定管理業務に関し包括的な事項を定めた「基本協定」を締結します。

また、その年度の指定管理料を定めた「年度協定」を年度ごとに締結します。

なお、協定書に定めのない事項又は内容の変更や疑義が生じた場合、協議のうえ定めます。

(3) 指定等の取消について

指定管理者の業務開始前までに、指定管理者候補者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が次の事項のいずれかに該当した場合は、候補者の選定又は指定を取り消します。

- ① 長門市議会において指定にかかる議案が否決されたとき
- ② 指定管理者等が倒産し、又は解散したとき
- ③ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき
- ④ 申請書類に虚偽の記載があったことが判明したとき
- ⑤ 細目協議が整わないとき、又は正当な理由なく協定の締結に応じないとき
- ⑥ 本要項に定める応募資格を失ったとき、又は応募資格がないことが判明したとき
- ⑦ その他指定管理者に指定することが不可能になったとき、又は著しく不当と認められる事情が生じたとき

なお、前各項目のいずれかに該当したことによる取消しが、指定管理者等の責めに帰すべき事由による場合、市が被った損害について賠償請求することがあります。

また、指定管理者等の決定又は指定の取消しまでに、指定管理者等が、長門湯本温泉駐車場の管理運営のために要した費用について、市は補償しないものとします。

指定管理者等の決定又は指定が取消しとなった場合、選定において第 2 位に決定した申請法人を指定管理者候補者として選定する場合があります。（第 2 位の申請法人について同様の事態が発生した場合は、第 3 位以降の申請法人について順次同様に扱うこととします。）

1.4 その他留意事項

(1) 申請書類の取扱い

- ① 提出された書類は、理由のいかんに関わらず返却しません。
- ② 提出された書類は指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。
- ③ 提出された書類の著作権は、申請者に帰属しますが、市は、申請書類を複写することができるものとします。（使用の目的は庁内及び委員会での検討に限ります）。
- ④ 提出された申請関係書類及び指定期間中の管理運営に係る事業計画書、各種報告書類は、必要に応じて公表することがあります。ただし、公表に当たっては、

個人情報や申請団体の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、長門市
情報公開条例の規定に照らし内容の判断をします。

1 5 業務の引継ぎ

指定管理者の指定後、3月31日までの間で引継ぎを行います。

1 6 添付書類

- ① 長門市長門湯本温泉駐車場条例

1 7 問合せ・申請先

長門市観光スポーツ文化部観光政策課

〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2

電 話：0837-23-1252

FAX：0837-22-6487

E-mail：shisetsukanri@city.nagato.lg.jp